

社会福祉法人島根県社会福祉協議会会員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項に基づき会員に関し必要な事項を定める。

(正会員)

第2条 正会員は、次のとおりとする。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 社会福祉事業又は介護保険事業を営む法人
- (3) 更生保護事業を営む法人
- (4) 社会福祉に関する活動を行う団体
- (5) 社会福祉事業について学識経験を有する者

(賛助会員)

第3条 賛助会員は、本会の趣旨に賛同するものとする。

(入会手続き)

第4条 第2条第1号から第3号に該当する者で、本会に入会しようとする者は、入会申込書（別紙様式第1号）を本会会長に提出しなければならない。

- 2 第2条第4号及び第5号に規定する者は、本会会長の推薦により入会したものとす。
- 3 賛助会員は会費の納入により入会したものとす。

(会費)

第5条 会員は、会費を毎年度納入しなければならない。

- 2 会費の額は、別表に定める額とする。
- 3 既に納入された会費は、過誤納による場合を除き、返還しない。
- 4 第1項の規定に関わらず、第2条第1号から第3号に規定する者からの入会手続きが毎年度10月から3月に行われた場合、当該年度の会費は免除する。
- 5 第1項の規定に関わらず、第2条第4号及び第5号に規定する会員は、会費を免除することができる。

(正会員の責務)

第6条 正会員は、本会定款第1条の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うとともに、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならない。

(正会員の権利)

第7条 正会員は以下の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 本会事業推進に参画することができること
- (2) 毎事業年度の事業に係る計画及び結果について報告を受けること

- (3) 本会の作成する広報紙等の配布を受けること
- (4) 本会が主催する大会等の行事に参加すること
- (5) 本会が主催する研修の受講料の割引を受けること
- (6) 経営指導事業を利用できること

(退会)

第8条 会員が次の各号に該当する場合は退会したものとす。

- (1) 退会の申し出があったとき
 - (2) 解散または死亡したとき
 - (3) 会員資格を喪失したとき
 - (4) 正当な理由なく会費を2年以上納入しないとき
- 2 前項第1号の申し出は退会申出書（別紙様式第2号）により本会会長に届け出るものとする。
 - 3 会員が本会の名誉を傷つけ又は本会の趣旨目的に反する行動があったときは、本会会長はこれを除名することができる。
 - 4 会員の資格は入会日から当該年度末日までとし、第1項から第3項に規定する事由がない限り自動的に更新されるものとする。

附 則

この規程は、昭和28年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 賛助会員に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成13年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 第2条第3項の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間において、第2条第1項第2号に定める正会員は別表第3に掲げる事業所とし、その会費年額は同表のとおりとする。
- 2 この規程は平成20年2月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 第2条第3項の規定にかかわらず、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間において、第2条第1項第2号に定める正会員は別表第3に掲げる事業所とし、その会費年額は同表のとおりとする。
- 2 この規程は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 27 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表

1 正会員

会員区分	会費算定基準
1 市町村社会福祉協議会	(1) 世帯割 (当該市町村総世帯数－生活保護世帯数) × 80% × 50 円 × 90% (2) 均等割 1 市町村あたり 10,000 円 上記 (1) 及び (2) の合算額
2 社会福祉事業又は介護保険事業を営む法人	(1) これらの事業のうち、附表に掲げる事業のみを営む法人 ・・・営む施設一につき附表に定める額 (2) これらの事業のうち、附表に掲げる事業以外の事業のみを営む法人 ・・・営む事業の種類及び数に関わらず 3,000 円 (3) これらの事業のうち、(1)に掲げる事業及び(2)に掲げる事業の両方を営む法人 ・・・(1)の例により算定した額に 3,000 円を加えた額
3 更生保護事業を営む法人	3,000 円
4 社会福祉に関する活動を行う団体	10,000 円
5 社会福祉事業について学識経験を有する者	5,000 円

2 賛助会員

会員区分	会費算定基準
1 個人	1,000 円以上
2 団体	3,000 円以上

附表

種別区分	事業区分	社会福祉 事業区分	会費額
老人福祉 介護保険	養護老人ホーム	第1種	10,000円
	特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	第1種	10,000円
	軽費老人ホーム ※ケアハウス含む	第1種	10,000円
障がい者 福祉	障害者支援施設	第1種	10,000円
児童福祉	乳児院	第1種	5,000円
	母子生活支援施設	第1種	5,000円
	児童養護施設	第1種	5,000円
	障害児入所施設	第1種	5,000円
	情緒障害児短期治療施設	第1種	5,000円
	児童自立支援施設	第1種	5,000円
	保育所	第2種	5,000円
生活保護	救護施設	第1種	10,000円
	更生施設	第1種	10,000円
その他	授産施設	第1種	10,000円